

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

目次（略）

第1条～第54条 （略）

目次（略）

第1条～第54条 （略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

別記

1～2の5（略）

3 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、契約者（料金表第1表第1（基本料金）に規定する着信課金番号を付与された契約者又は特定着信番号若しくは複数同時接続番号を付与された契約者に限ります。以下別記5（電話帳の重複掲載）までにおいて同じとします。）から請求があったときは、着信課金番号、特定着信番号又は複数同時接続番号を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア 契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1

イ 契約者又はその契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1

ウ 契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所のうち1

(2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能若しくは複数同時接続機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限りません。）の適用の単位となる数の範囲内とします。

(4) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

4 電話帳の掲載省略

(1) 当社は、次の場合に該当するときは、別記3（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。

ア その着信課金番号、特定着信番号又は複数同時接続番号が、臨時の付加機能に係るものであるとき。

イ 契約者の加入電話等設備又は、別記4の(1)のアからウに規定す

別記

1～2の5（略）

3 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、契約者（料金表第1表第1（基本料金）に規定する着信課金番号を付与された契約者又は特定着信番号若しくは複数同時接続番号を付与された契約者に限ります。以下別記5（電話帳の重複掲載）までにおいて同じとします。）から請求があったときは、着信課金番号、特定着信番号又は複数同時接続番号を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア 契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1

イ 契約者又はその契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1

ウ 契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所のうち1

(2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能若しくは複数同時接続機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限りません。）の適用の単位となる数の範囲内とします。

(4) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

4 電話帳の掲載省略

(1) 当社は、次の場合に該当するときは、別記3（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。

ア その着信課金番号、特定着信番号又は複数同時接続番号が、臨時の付加機能に係るものであるとき。

イ 契約者の加入電話等設備又は、別記4の(1)のアからウに規定す

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

る事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについて契約者の承諾が得られないとき。

- (2) 当社は、(1)のAからIに規定する場合のほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

5 電話帳の重複掲載

- (1) 当社は、契約者から、普通掲載のほか、別記3（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

A 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載

I 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

- (3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

- (4) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

- (5) 契約者は、(4)の規定により、支払いを要することとなった重複掲載料に係る債権を当社がその電話帳を発行する協定事業者に譲り渡すことを承認していただきます。この場合、当社及び特定協定事業者は、契約者への個別の周知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- (6) (5)の規定により、債権を譲渡することとなる重複掲載料に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

- (7) (5)及び(6)の規定にかかわらず、第31条第3項において当社又は請求事業者が通話に関する料金を請求することとなる場合は、この限りではありません。

る事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについて契約者の承諾が得られないとき。

- (2) 当社は、(1)のAからIに規定する場合のほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

5 電話帳の重複掲載

- (1) 当社は、契約者から、普通掲載のほか、別記3（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

A 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載

I 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

- (3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

- (4) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

ただし、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能を利用する利用回線、IP通信網サービス利用回線又は他社直収電話等利用回線の設置場所に係る電話帳掲載地域の電話帳に掲載する場合は支払いを要しません。

- (5) 契約者は、(4)の規定により、支払いを要することとなった重複掲載料に係る債権を当社がその電話帳を発行する協定事業者に譲り渡すことを承認していただきます。この場合、当社及び特定協定事業者は、契約者への個別の周知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- (6) (5)の規定により、債権を譲渡することとなる重複掲載料に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

- (7) (5)及び(6)の規定にかかわらず、第31条第3項において当社又は請求事業者が通話に関する料金を請求することとなる場合は、この限り

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

6 協定事業者が発行する電話帳以外の電話帳の発行

当社は、電話帳に掲載した事項について、協定事業者が発行する電話帳以外の電話帳を発行する場合があります。

6の2～13（略）

ではありません。

6 協定事業者が発行する電話帳以外の電話帳の発行

当社は、電話帳に掲載した事項について、協定事業者が発行する電話帳以外の電話帳を発行する場合があります。

6の2～13（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 回線使用料 (基本料) (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 回線使用料 (基本料) (略)

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

2-2 付加機能使用料

(1)(2)以外の付加機能に係るもの

| 区 分 | | 単 位 | 料 金 額 | |
|---|-----------------------|--------------------------------|------------------------|----------------|
| | | | 臨時以外 の 月 額 | 臨時の 日 額 |
| 地域 指定 着信 課金 機能 (フリーダイヤル) | 基本 機能 | (略) | (略) | (略) |
| | 追加 機能 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | 待ち 合わせ 接続 機能 | 加 算 額 (1 接 続 先 ご とに) | 1,500円 (1,650 円) | 150円 (165円) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

2-2 付加機能使用料

(1)(2)以外の付加機能に係るもの

| 区 分 | | 単 位 | 料 金 額 | |
|---|-----------------------|--------------------------------|------------------------|----------------|
| | | | 臨時以外 の 月 額 | 臨時の 日 額 |
| 地域 指定 着信 課金 機能 (フリーダイヤル) | 基本 機能 | (略) | (略) | (略) |
| | 追加 機能 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | 待ち 合わせ 接続 機能 | 加 算 額 (1 接 続 先 ご とに) | 1,500円 (1,650 円) | 150円 (165円) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

備考

| | | | |
|-----|--|-----|-----|
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 1 | <p>地域指定着信課金機能には、次の種類があります。（ただし、高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1)に限ります。）</p> <p>(1) 一般地域指定着信課金機能（(3)以外のものをいいます。）</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 発信者番号識別接続機能（その契約回線への接続を許容する電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）を、当社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が設定する機能で、一般発信者番号識別接続機能とコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能があります。）</p> <p>(4) 削除</p> <p>2 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、その契約回線への接続を許容する電気通信番号を、当社が別に定める数の範囲内で、変更することが可能です。</p> <p>3 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。</p> <p>4～10（略）</p> <p>11 当社は、契約者から発信者番号識別接続機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信先ごとに」とし、その料金額を一般発信者番号識別接続機能の場合は100円（110円）とし、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の場合はその支払いを要しません。この場合、契約者があらかじめ接続を許容する電気通信番号を指定しなかった場合、当該着信課金番号への接続は行いません。</p> <p>12 コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能は1の利用回線ごとに当社が別に定める数の範囲内での申込と</p> | | |

備考

| | | | |
|-----|--|--|--|
| （略） | （略） | | |
| 1 | <p>地域指定着信課金機能には、次の種類があります。（ただし、高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1)に限ります。）</p> <p>(1) 一般地域指定着信課金機能（(3)以外のものをいいます。）</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 発信者番号識別接続機能（その契約回線への接続を許容する電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）を、当社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が設定する機能で、一般発信者番号識別接続機能とコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能があります。）</p> <p>(4) 削除</p> <p>2 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、その契約回線への接続を許容する電気通信番号を、当社が別に定める数の範囲内で、変更することが可能です。</p> <p>3 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。</p> <p>4～10（略）</p> <p>11 当社は、契約者から発信者番号識別接続機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信先ごとに」とし、その料金額を一般発信者番号識別接続機能の場合は100円（110円）とし、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の場合はその支払いを要しません。この場合、契約者があらかじめ接続を許容する電気通信番号を指定しなかった場合、当該着信課金番号への接続は行いません。</p> <p>12 コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能は1の利用回線ごとに当社が別に定める数の範囲内での申込と</p> | | |

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

し、通話料金別表に規定する「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込があった場合に限り承諾します。

ただし、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の廃止があったときは、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能を廃止します。

13 当社は、契約者から請求があったときは、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。

14 7、8、12の規定に関わらず、発信者番号識別接続機能の契約者は、接続を許容する電気通信番号として選択しなかった番号からの、当該着信課金番号への接続は行いません。

15 契約者（発信者番号識別接続機能の契約者を除きます。）は、地域指定着信課金機能により通話料金をその契約者に課金することを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる地域の

し、通話料金別表に規定する「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込があった場合に限り承諾します。

ただし、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の廃止があったときは、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能を廃止します。

13 当社は、契約者から請求があったときは、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。

14 7、8、12の規定に関わらず、発信者番号識別接続機能の契約者は、接続を許容する電気通信番号として選択しなかった番号からの、当該着信課金番号への接続は行いません。

15 契約者（発信者番号識別接続機能の契約者を除きます。）は、地域指定着信課金機能により通話料金をその契約者に課金することを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる地域の数は、

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

16 削除

17 当社は、この機能を利用する契約者に係る着信課金番号について、協定事業者から請求があったときは、協定事業者に通知することがあります。

18 共通番号機能において1の着信課金番号によるフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において通話の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

19～23 (略)

24 待ち合わせ接続機能において、同時に待ち合せをすることができる数は当社が別に定める範囲内とし、保留時間は1分を単位として5分以内とします。

25～58 (略)

59 当社は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号接続機能において、その機能に係る料金の月間累計額が3料金月連続して発生していないことを当社が確認した場合、当社より付与しているコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与を取りやめる場合があります。

60 (略)

61 当社は、59の規定によりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与が取りやめとなっている電話等利用契約者から申出があった場合、当社よりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るあらたな着信課金番号を付与することとします。

ただし、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号の付与に期間を要することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

62 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線である場合は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能及び着信課金番号通知機能を利用することはできません。

63 当社は、契約者から申出があり、かつ、その申出に係る契約回

当社が別に定める数の範囲内とします。

16 削除

17 当社は、この機能を利用する契約者に係る着信課金番号について、協定事業者から請求があったときは、協定事業者に通知することがあります。

18 共通番号機能において1の着信課金番号によるフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において通話の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

19～23 (略)

24 待ち合わせ接続機能において、同時に待ち合せをすることができる数は当社が別に定める範囲内とし、保留時間は1分を単位として2分以内とします。

25～58 (略)

59 当社は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号接続機能において、その機能に係る料金の月間累計額が3料金月連続して発生していないことを当社が確認した場合、当社より付与しているコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与を取りやめる場合があります。

60 (略)

61 当社は、59の規定によりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与が取りやめとなっている電話等利用契約者から申出があった場合、当社よりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るあらたな着信課金番号を付与することとします。

ただし、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号の付与に期間を要することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

62 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線である場合は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能及び着信課金番号通知機能を利用することはできません。

63 当社は、契約者から申出があり、かつ、その申出に係る契約回線

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

線が、当社が別に定める条件を満たす場合には、基本機能の欄の規定に係らず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信課金番号ごとに」とし、その料金額を1,000円(1,100円)とします。この場合、当社はその付加機能使用料の基本額を地域指定着信課金機能を利用している契約者があらかじめ指定する1の契約回線（その着信課金番号に係るものに限ります。）に請求し、その支払いを要するものをその契約回線の契約者とします。

64 当社は、契約者が通話料金別表に規定する「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込を行い、かつ、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行う場合に限り、63の規定を承諾します。

65 前項の契約者は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能、機能特定地域指定着信課金機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。

66 64、65の規定を満たさなくなったときは、当社は63に規定する基本額の取扱いを廃止します。

67 当社は、契約者から機能特定地域指定着信課金機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額を300円(330円)とします。

68 機能特定地域指定着信課金機能は、通話料金別表に規定する「全時間帯における区域内通話の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」（ただし、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」はお申しいただけません。）並びに「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込があったときに限り承諾します。

69 削除

70 機能特定地指定着信課金機能の契約者は、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行うことを要します。

が、当社が別に定める条件を満たす場合には、基本機能の欄の規定に係らず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信課金番号ごとに」とし、その料金額を1,000円(1,100円)とします。この場合、当社はその付加機能使用料の基本額を地域指定着信課金機能を利用している契約者があらかじめ指定する1の契約回線（その着信課金番号に係るものに限ります。）に請求し、その支払いを要するものをその契約回線の契約者とします。

64 当社は、契約者が通話料金別表に規定する「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込を行い、かつ、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行う場合に限り、63の規定を承諾します。

65 前項の契約者は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能、機能特定地域指定着信課金機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。

66 64、65の規定を満たさなくなったときは、当社は63に規定する基本額の取扱いを廃止します。

67 当社は、契約者から機能特定地域指定着信課金機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額を300円(330円)とします。

68 機能特定地域指定着信課金機能は、通話料金別表に規定する「全時間帯における区域内通話の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」（ただし、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」はお申しいただけません。）並びに「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込があったときに限り承諾します。

69 削除

70 機能特定地指定着信課金機能の契約者は、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行うことを要します。

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

71 68、70の規定を満たさなくなったときは、機能特定地域指定着信課金機能を廃止します。

72～85 (略)

(注1) 1の(3)及び2に規定する当社が別に定める数は一般発信者番号識別接続機能については10、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、又は「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」と同時に申込のあったものについては3（但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があり、その割引選択回線が2以上の場合には10とします。）（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込のあったものについては10（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）とします。

(注2) 12に規定する当社が別に定める数はコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」（通話料金別表におけるこの月極割引の(2)ウの(オ)に規定する場合を除きます。）と同時に申込のあったものについて5とし、このとき12に規定する利用回線を割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であ

71 68、70の規定を満たさなくなったときは、機能特定地域指定着信課金機能を廃止します。

72～85 (略)

(注1) 1の(3)及び2に規定する当社が別に定める数は一般発信者番号識別接続機能については10、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、又は「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」と同時に申込のあったものについては3（但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があり、その割引選択回線が2以上の場合には10とします。）（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込のあったものについては10（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）とします。

(注2) 12に規定する当社が別に定める数はコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」（通話料金別表におけるこの月極割引の(2)ウの(オ)に規定する場合を除きます。）と同時に申込のあったものについて5とし、このとき12に規定する利用回線を割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この月極割

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------------------|--|--|----------------------|--------------------|----------------|--------|--|-----------------------|--|----------------------|--------------------|----------------|-----|
| | | <p>って、この月極割引の定義等に準じます。)と読み替えます。 ただし、その他の月極割引と同時に申込のあったものについては1とします。(但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があったものについては、当社が別に定める場合は5とします。)</p> <p>(注3) 1の(3)に規定する当社が別に定めるものは、高度振り分け機能を同時に利用していない場合は契約回線に係る電話番号、契約者回線番号又は追加番号、高度振り分け機能を同時に利用している場合、及び発信者番号識別接続機能を利用している場合は、契約回線に係る電話番号又は契約者回線番号とします。</p> <p>(注4) 1の(4)に規定する当社が別に定めるものは、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、着信分配機能とします。</p> <p>(注5) 18に規定する当社が別に定める数は、10,000、着信分配機能の場合は500とします。</p> <p>(略)</p> | | | | | | <p>引の定義等に準じます。)と読み替えます。 ただし、その他の月極割引と同時に申込のあったものについては1とします。(但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があったものについては、当社が別に定める場合は5とします。)</p> <p>(注3) 1の(3)に規定する当社が別に定めるものは、高度振り分け機能を同時に利用していない場合は契約回線に係る電話番号、契約者回線番号又は追加番号、高度振り分け機能を同時に利用している場合、及び発信者番号識別接続機能を利用している場合は、契約回線に係る電話番号又は契約者回線番号とします。</p> <p>(注4) 1の(4)に規定する当社が別に定めるものは、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、着信分配機能とします。</p> <p>(注5) 18に規定する当社が別に定める数は、10,000、着信分配機能の場合は100とします。</p> <p>(略)</p> | | | | | | |
| 信機能 | 地域指定特定番号着 (ナビダイヤル) | 基本機能 | | (略) | (略) | (略) | (略) | 信機能 | 地域指定特定番号着 (ナビダイヤル) | 基本機能 | | (略) | (略) | (略) |
| | | 追加機能 | | (略) | (略) | (略) | (略) | | | 追加機能 | | (略) | (略) | (略) |
| | | 料金指定機能 | ナビダイヤル通話に関する料金のうち、そのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線、携帯利用回線及び固定端末系伝送路設備に係る電話等利用契約者がその利 | 加算額 (1 特定着信番号ごとに) | 3,000円 (3,300円) | 300円 (330円) | 料金指定機能 | | | ナビダイヤル通話に関する料金のうち、そのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線、携帯利用回線及び固定端末系伝送路設備に係る電話等利用契約者がその利用回線、携帯 | 加算額 (1 特定着信番号ごとに) | 3,000円 (3,300円) | 300円 (330円) | |

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

用回線、携帯利用回線及び固定端末系伝送路設備からこの機能を利用する契約者があらかじめ指定する通話地域間距離の通話又は単位通話時間を行ったとみなした場合に適用される通話に関する料金の額と同額については、その支払いを要する者を発信に係る利用回線の電話等利用契約者としてその電話等利用契約者に課金し、そのナビダイヤル通話に関する料金から発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金を差し引いて残額があるときは、その残額について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能

迂回時差額負担機能

接続先変更機能（受付先変更）又は話中時迂回接続機能を利用して接続されたナビダイヤル通話に関する料金のうち、その通話の発信に係る利用回線又は固定端末系伝送路設備に係る電話等利用契約者がその利用回線又は固定端末系伝送路設備からこの機能を利用する契約回線までの通話を行っ

加算額
（1特定着信番号ごとに）
3,000円
(3,300円)
300円
(330円)

利用回線及び固定端末系伝送路設備からこの機能を利用する契約者があらかじめ指定する通話地域間距離の通話又は単位通話時間を行ったとみなした場合に適用される通話に関する料金の額と同額については、その支払いを要する者を発信に係る利用回線の電話等利用契約者としてその電話等利用契約者に課金し、そのナビダイヤル通話に関する料金から発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金を差し引いて残額があるときは、その残額について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能

迂回時差額負担機能

接続先変更機能（受付先変更）又は話中時迂回接続機能を利用して接続されたナビダイヤル通話に関する料金のうち、その通話の発信に係る利用回線又は固定端末系伝送路設備に係る電話等利用契約者がその利用回線又は固定端末系伝送路設備からこの機能を利用する契約回線までの通話を行っ

加算額
（1特定着信番号ごとに）
3,000円
(3,300円)
300円
(330円)

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

| | | | | |
|-----------|--|----------------------|--------------------|----------------|
| | たとみなした場合に適用される通話に関する料金の額と同額については、その支払いを要する者を発信に係る利用回線の電話等利用契約者としてその電話等利用契約者に課金し、そのナビダイヤル通話に関する料金から発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金を差し引いて残額があるときは、その残額について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能 | | | |
| 条件付着信課金機能 | 接続先変更機能（受付先変更）又は話中時迂回接続機能を利用して接続されたナビダイヤル通話に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能 | 加算額 （1 特定着信番号ごとに） | 3,000円 (3,300円) | 300円 (330円) |
| 全国一律課金機能 | この機能を利用するIP通信網サービス利用回線に着信するナビダイヤル通話について、距離段階によらない料金をそのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話利用契約者へ課金する機能 | 1 特定着信番号ごとに | — | — |

| | | | | |
|-----------|--|----------------------|--------------------|----------------|
| | みなした場合に適用される通話に関する料金の額と同額については、その支払いを要する者を発信に係る利用回線の電話等利用契約者としてその電話等利用契約者に課金し、そのナビダイヤル通話に関する料金から発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金を差し引いて残額があるときは、その残額について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能 | | | |
| 条件付着信課金機能 | 接続先変更機能（受付先変更）又は話中時迂回接続機能を利用して接続されたナビダイヤル通話に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能 | 加算額 （1 特定着信番号ごとに） | 3,000円 (3,300円) | 300円 (330円) |
| 全国一律課金機能 | この機能を利用するIP通信網サービス利用回線に着信するナビダイヤル通話について、距離段階によらない料金をそのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話利用契約者へ課金する機能 | 1 特定着信番号ごとに | — | — |

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

| 備 | (略) | (略) | (略) | (略) |
|---|---|-----|-----|-----|
| | 1～7 (略) | | | |
| | 8 料金指定機能又は迂回時差額負担機能において、ナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる料金がそのナビダイヤル通話に関する料金の額を上回るときは、そのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金は、そのナビダイヤル通話に関する料金とします。 | | | |
| | 9 当社は、迂回時差額負担機能提供の申出があったときは、その契約回線が接続先変更機能（受付先変更）又は広域迂回接続機能を利用している場合に限り提供します。 | | | |
| | 10～14 (略) | | | |
| | 15 全国一律課金機能には次の種類があります。 | | | |
| | (1) タイプ1 タイプ2以外のもので、この場合、物理番号着信拒否機能を同時に利用するものとします。 | | | |
| | (2) タイプ2 当社が別に定める全ての場所にこの機能を利用するIP通信網サービス利用回線が存在し、これらのIP通信網サービス利用回線毎に接続するものとします。 | | | |
| | 16～17 (略) | | | |
| | 18 迂回時差額負担機能は、16の規定のうち別記10の2に係る携帯電話設備及び衛星自動車携帯電話からのナビダイヤル通話、IP電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）、公衆電話設備若しくは加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限り、）からのナビダイヤル通話には、利用できません。 | | | |
| | 19 条件付着信課金機能は、16の規定のうち別記10に係る加入電話等契約に限り利用できます。 | | | |
| | 20 削除 | | | |
| | 21 全国一律課金機能は、この機能を利用する契約者がIP通信網サービス利用回線（第6種シェアードIP-PBXサービスに係るものに限り、）を利用している場合に限り提供しません。 | | | |
| | 22 料金指定機能、迂回時差額負担機能及び条件付着信課金機能 | | | |

| 備 | (略) | (略) | (略) | (略) |
|---|---|-----|-----|-----|
| | 1～7 (略) | | | |
| | 8 料金指定機能又は迂回時差額負担機能において、ナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる料金がそのナビダイヤル通話に関する料金の額を上回るときは、そのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金は、そのナビダイヤル通話に関する料金とします。 | | | |
| | 9 当社は、迂回時差額負担機能提供の申出があったときは、その契約回線が接続先変更機能（受付先変更）又は広域迂回接続機能を利用している場合に限り提供します。 | | | |
| | 10～14 (略) | | | |
| | 15 全国一律課金機能には次の種類があります。 | | | |
| | (1) タイプ1 タイプ2以外のもので、この場合、物理番号着信拒否機能を同時に利用するものとします。 | | | |
| | (2) タイプ2 当社が別に定める全ての場所にこの機能を利用するIP通信網サービス利用回線が存在し、これらのIP通信網サービス利用回線毎に接続するものとします。 | | | |
| | 16～17 (略) | | | |
| | 18 迂回時差額負担機能は、16の規定のうち別記10の2に係る携帯電話設備及び衛星自動車携帯電話からのナビダイヤル通話、IP電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）、公衆電話設備若しくは加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限り、）からのナビダイヤル通話には、利用できません。 | | | |
| | 19 条件付着信課金機能は、16の規定のうち別記10に係る加入電話等契約に限り利用できます。 | | | |
| | 20 削除 | | | |
| | 21 全国一律課金機能は、この機能を利用する契約者がIP通信網サービス利用回線（第6種シェアードIP-PBXサービスに係るものに限り、）を利用している場合に限り提供しません。 | | | |
| | 22 料金指定機能、迂回時差額負担機能及び条件付着信課金機能 | | | |

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

は、全国一律課金機能を利用している契約回線へのナビダイヤル通話には、利用できません。

23 当社は、高度振り分け機能を利用している契約回線の契約者から高度振り分け機能を廃止したい旨の申出があった場合は、その特定着信番号を変更します。

24 条件付着信課金機能を利用している契約回線の契約者は、高度振り分け機能、待ち合わせ接続機能、迷惑電話お断り機能、接続先情報通知機能及び迂回時差額負担機能を利用することはできません。

25 高度振り分け機能を利用する契約者は、あらかじめ当社が別に定める振り分け方法の中から選択していただきます。

26 複数の着信先を1の着信先グループとして取り扱うことができます。この場合、そのグループにナビダイヤル通話の着信があったときは、当社が別に定める方法からあらかじめ契約者が指定した順序に従い、そのナビダイヤル通話を振り分け、着信先に接続します。

27 26において、1の着信先グループとして指定できる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

28～36 (略)

37 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線（当社に係わるものであって電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り。）である場合は、料金指定機能、迂回時差額負担機能、条件付着信課金機能、オリジナルガイダンス機能（ガイダンスの一部を変更する機能のものに限る）、独自ガイダンス作成機能、全国一律課金機能を利用することは出来ません。

38 (略)

39 料金指定機能は、16の規定のうちIP電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り。）、公衆電話設備、加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限り。）から行うナビダイヤル通話には、利用できません。

40 (略)

41 待ち合わせ接続機能において、同時に待ち合せをすることが

は、全国一律課金機能を利用している契約回線へのナビダイヤル通話には、利用できません。

23 当社は、高度振り分け機能を利用している契約回線の契約者から高度振り分け機能を廃止したい旨の申出があった場合は、その特定着信番号を変更します。

24 条件付着信課金機能を利用している契約回線の契約者は、高度振り分け機能、待ち合わせ接続機能、迷惑電話お断り機能、接続先情報通知機能及び迂回時差額負担機能を利用することはできません。

25 高度振り分け機能を利用する契約者は、あらかじめ当社が別に定める振り分け方法の中から選択していただきます。

26 複数の着信先を1の着信先グループとして取り扱うことができます。この場合、そのグループにナビダイヤル通話の着信があったときは、当社が別に定める方法からあらかじめ契約者が指定した順序に従い、そのナビダイヤル通話を振り分け、着信先に接続します。

27 26において、1の着信先グループとして指定できる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

28～36 (略)

37 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線（当社に係わるものであって電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り。）、である場合は、料金指定機能、迂回時差額負担機能、条件付着信課金機能、オリジナルガイダンス機能（ガイダンスの一部を変更する機能のものに限る）、独自ガイダンス作成機能、全国一律課金機能を利用することは出来ません。

38 (略)

39 料金指定機能は、16の規定のうちIP電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り。）、公衆電話設備、加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限り。）から行うナビダイヤル通話には、利用できません。

40 (略)

41 待ち合わせ接続機能において、同時に待ち合せをすることが

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

できる数は当社が別に定める範囲内とし、保留時間は1分を単位として5分以内とします。

42～47 (略)

48 料金指定機能を利用している契約回線の契約者は、迂回時差額負担機能及び条件付着信課金機能を利用することはできません。

49～51 (略)

(注1) 5に規定する当社が別に定める数は10,000、着信分配機能の場合は500とします。

(注2)～(注5) (略)

(注6) 15の(2)に規定する当社が別に定める場所は次に掲げるものとします。

東京都、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、千葉市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

(注7) (略)

(注8) 27に規定する当社が別に定める数は、500とします。

(注9)～(注15) (略)

できる数は当社が別に定める範囲内とし、保留時間は1分を単位として2分以内とします。

42～47 (略)

48 料金指定機能を利用している契約回線の契約者は、迂回時差額負担機能及び条件付着信課金機能を利用することはできません。

49～51 (略)

(注1) 5に規定する当社が別に定める数は10,000、着信分配機能の場合は100とします。

(注2)～(注5) (略)

(注6) 15の(2)に規定する当社が別に定める場所は次に掲げるものとします。

東京都、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、千葉市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

(注7) (略)

(注8) 27に規定する当社が別に定める数は、100とします。

(注9)～(注15) (略)

附 則 (令和4年10月27日 CAS1サ第00977961号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の追加機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則 (令和4年10月27日 CAS1サ第00977961号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則 (令和5年5月24日 CAS1サ第000400000462号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

(経過措置)

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

- 2 次に掲げる附則を令和5年7月1日をもって削除します。
 - (1) 経企第677号（平成15年10月8日）の附則2及び3
 - (2) VVサ第200104号（平成24年5月14日）の附則4
 - (3) CAS1サ第00977961号（令和4年10月27日）の附則2
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している電話帳重複掲載に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

附 則（平成 15 年 10 月 8 日経企第 677 号）

- この改正規定は、平成 15 年 10 月 15 日から実施します。
（テレドーム通話の区域内通話に関する特例）
- 他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる加入電話等設備へのテレドーム通話の区域内通話の料金額については、当分の間、次の秒数までごとに 10 円（11 円）とします。

| <u>昼間、夜間</u> | <u>深夜・早朝</u> |
|--------------|--------------|
| <u>210秒</u> | <u>280秒</u> |

- （テレドーム通話の区域外通話に関する特例）
- 他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる加入電話等設備へのテレドーム通話の区域外通話のうち同一都道府県内に終始するものの料金額については、当分の間、料金表第 1 表第 2（通話に関する料金）の 2-1-1 (1) ア (ア) ①を適用することとします。
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 24 年 5 月 14 日 VV サ第 200104 号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- この改正規定実施前に支払又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

（その他）

- 経企第 677 号（平成 15 年 10 月 8 日）の附則第 2 条（テレドーム通話の区域内通話に関する特例）及び第 3 条（テレドーム通話の区域外通話に関する特例）中、「固定端末系伝送路設備」を「他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備」に改めます。

附 則（平成 15 年 10 月 8 日経企第 677 号）

- この改正規定は、平成 15 年 10 月 15 日から実施します。

2 削除

3 削除

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 24 年 5 月 14 日 VV サ第 200104 号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- この改正規定実施前に支払又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年6月1日時点

～2023年6月30日

2023年7月1日～

附 則（令和5年2月17日 CAS1サ第01018781号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 メンバースネット機能において、当社が契約者に真にやむを得ない事情があると認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止日について合意できているときは、令和5年12月31日を提供期限として、新たな付加機能の提供又は契約内容の変更に係る請求を承諾します。その契約に係る料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社は、附則2の請求等があったときは、次の場合に限り、その請求等を承諾します。
ア 電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。
イ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している複数同時接続機能、メンバーズネット機能及び国際メンバーズネット機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年2月17日 CAS1サ第01018781号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 メンバースネット機能において、当社が契約者に真にやむを得ない事情があると認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止日について合意できているときは、令和5年12月31日を提供期限として、新たな付加機能の提供又は契約内容の変更に係る請求を承諾します。その契約に係る料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社は、附則2の請求等があったときは、次の場合に限り、その請求等を承諾します。
ア 電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。
イ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメンバーズネット機能及び国際メンバーズネット機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。